

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって(談話)

令和3年10月11日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて特別給（期末・勤勉手当）の改定について勧告しました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が公務にも大きな影響を及ぼす中、職員は日々全力で職務にまい進しています。厳しい勤務環境の下で誇りを持って真摯に取り組んでいる職員各位に対し、心からの敬意を表するとともに、引き続き県民のため職務に精励いただくようお願いします。

また、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症により企業活動が大きな影響を受けている中、民間事業所の理解を得て、給与に関する調査の完了率は90.0%と非常に高いものとなりました。調査に御協力いただいた事業所の皆様に、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、特別給（期末・勤勉手当）について、民間事業所における支給割合が、職員の支給月数を下回っていたことから、年間4.30月分に引き下げることにしました。

なお、月例給については、公民較差が極めて小さく適切な改定が困難であることから、改定を行う必要はないものと判断しました。

このほか、人事管理に関しては、新型コロナウイルス感染症対策業務が長期化する中、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、長時間労働を是正し、職員の健康確保が図られるよう働き方改革の実現に向けた取組を推進することについて、課題や取組の報告を行いました。

また、優秀で多様な人材の確保、育成と併せて、意欲を持って働くことができる勤務環境を整備するため、仕事と家庭の両立支援の推進を図るとともに、定年の引上げの円滑な導入に向けた対応についても報告を行いました。

これらの報告を踏まえ、任命権者において、より一層安定的な組織の基盤を構築されることを期待します。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、本勧告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

また、県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。